

性暴力根絶に向けた指針

1 性暴力とは

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言である。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害である。

(1) 同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つ。そのような状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえない。

【同意があるとはいえない例】

- ・ 子どもや障がいがある等で、行為の意味を理解していない人に性的行為を行う
- ・ アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある人に性的行為を行う
- ・ 上司と部下、教師と生徒、指導教官と学生、先輩と後輩、監督・コーチと選手、親と子等、対等ではない立場を利用して性的行為を行う
- ・ 配偶者やパートナー・恋人どうしであることを利用して一方的な性的行為を行う
- ・ 以前は同意していたも、いま同意が確認できていない時に性的行為を行う

(2) 以下に示す性的な行為や発言は、性暴力となる行為の例である。

- ・ 同意のない、体への接触
- ・ 同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・ 痴漢
- ・ 盗撮
- ・ 着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・ 性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求すること及び、ネットに配信すること
- ・ 性的な冗談やからかい
- ・ AVへの出演強要
- ・ 人身取引による強制売春、性奴隷や強制的な結婚
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ ストーカー行為
- ・ 避妊に協力しない、中絶を繰り返させること

2 性暴力被害に見られる特徴

(1) 性暴力は、被害にあった人や周囲の人に長期にわたって深刻な影響を与えることがある。

【性暴力の影響の例】

- ・ 心ころ：フラッシュバックやパニックなどの症状、自分を責める気持ち、孤立感、人が怖い、集中できない、イライラしやすい
- ・ からだ：眠れない、食欲がない、朝起きられない、からだの痛み
- ・ 性の健康：性感染症、望まない妊娠、妊娠中絶
- ・ 二次的負担：司法手続き、転居、転校・退学、転職・離職、通院及びこれらに伴う経済的負担
- ・ 子どもが被害にあった場合、将来にわたって影響が続くこともある

- (2) 性暴力に関する誤った固定観念から、被害者が責められたり、二次被害(※)を受けたりすることがある。

※二次被害：周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心ない言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けること。

【誤った固定観念の例】

- ・ 本当にいやなら抵抗するはず ⇒ 身体が固まってしまい、抵抗できない
- ・ 加害者は見知らぬ人 ⇒ 大半は顔見知り
- ・ 被害にあうのは若い女性だけ ⇒ 性別・年齢にかかわらず、被害が生じている
- ・ 肌を露出した服装をしているから被害にあう ⇒ 服装と被害は関係ない
- ・ 被害にあうのは夜遅い時間に出歩いているときだけ ⇒ 昼間帯や室内での被害も多い

【二次被害となる言葉かけの例】

- ・ 被害者を責める「どうして逃げなかったの」「なぜ、すぐに相談しなかったの」
- ・ 被害を軽視する「忘れたほうがいい」「早く元気になって」

3 性暴力をなくすための対応

性暴力が起きる背景には、「女性は男性に従うべき」「少々暴力的な方が男性らしい」といった性差別や暴力を容認する考えがある。

どんな環境下でも、性暴力の責任は加害者にあり、許されるものではない。

被害にあった人が、二次被害を受けることなく相談し、安心・安全を確保され、必要な支援を受けられる環境が必要。

(1) 県民が行うべきこと

- ・ 身近にある性暴力に気づき、傍観者にならないこと
- ・ 「被害者にも落ち度がある」などの性暴力に対する誤った認識をなくすこと
- ・ 相談できる窓口があることを知って、被害にあった人に伝えること
- ・ 子どもの被害については、周囲の大人が気づいて、相談機関につなげること

(2) 事業者が行うべきこと

- ・ 就業規則に性暴力を許さないことを明示する
- ・ 従業員に対して、性暴力を防止するための啓発・教育を継続して実施する
- ・ 男女の固定的な性別役割分担を前提とした業務上の配置や職務分担を行わない
- ・ 相談窓口を設置し、適切な対応ができる相談員を配置する
- ・ オフィスの可視性を高めたり、防犯カメラを設置したりする等、性暴力が起きにくい就労環境を整備する
- ・ 被害にあった人が安心して就労を続けられるようプライバシーの確保や休暇を取得させるなど必要な措置をとる
- ・ 被害者の意向を踏まえた上で、加害者に対して厳正な対応を行う

※この指針は、最終結論となるものではなく、社会情勢の変化等によって変更されていくべきものであることから、今後も必要に応じて、対策会議での議論を経て見直しを行っていくものとする。

性暴力根絶に向けた指針を作成するための参考資料

この資料は、性暴力根絶に向けた指針を作成するにあたっての基となる考え方を明らかにし、今後、社会状況の変化に対応して指針を見直す上での参考とするものである。

1 性暴力の現状認識について

(1) どんな問題が起きているのか

○ 性暴力による被害の特性とそれに則した配慮すべき事項は、条例第4条第2項において、以下のとおり定められている。

- ① 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
- ② 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
- ③ 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。
- ④ 子どもや心身に障がいをする者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

○ 性暴力の被害は、被害者に身体的、精神的、経済的、社会的に様々な影響を及ぼし、生涯にわたって被害者を苦しめ続け、社会生活を困難にする場合が多い。具体的には、以下のようなことが考えられる。

○感情・考え方

強い不安、恐怖、混乱、恥、怒り、感情のコントロールが困難、自責感・無力感・孤立感

○身体・精神症状

不眠、食欲不振、過覚醒、フラッシュバック、回避、PTSD、うつ、解離、パニック、飲酒・薬物依存、希死念慮

○喪失体験

人間関係の拒絶、仕事の長期休職や離職、健康被害、コミュニティの崩壊

○二次ストレス

司法手続き、転居、転職、通院などの時間的拘束や、経済的負担

○性的な行動

性的行為への恐怖、過剰なセックス

○将来に対する影響

集中力低下に伴う学業不振、妊娠中絶による退学、人間不信に伴う就労困難、加害者が親や教師である場合の居場所の喪失に伴う家出、売春・AV出演強要などのさらなる性被害

※被害者本人だけでなく、家族や周囲にも影響する。被害後、何年も影響が続くこともある。

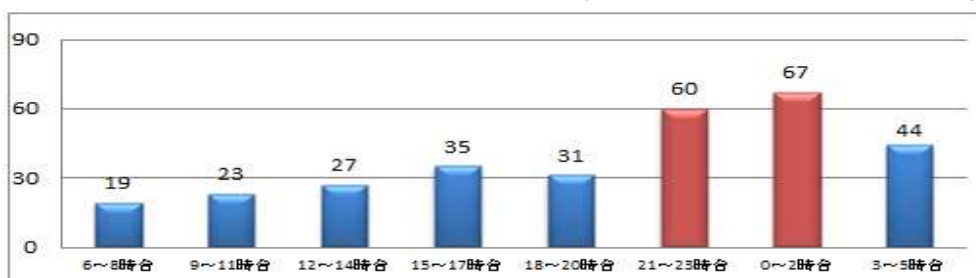
- 性暴力のある社会は、女性や子どもなどが安全に安心して生きられない社会であり、そのような環境の中では個々の能力を十分に発揮し、自己実現し、社会進出する力を阻害される。それは社会的な損失につながる。

(2) いつ、どこで起きているのか

- 福岡県警察の性犯罪（強制的性交等、強制わいせつ）被害統計（場所別）によると、路上での犯行が多くなっているものの、平成 29 年内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（以下、「H29 内閣府調査」という）によると、性暴力における加害者との関係は顔見知りの割合が多く、住宅内など密室で行われているものが多いとされている。

- 一方、性暴力が発生している時間帯は、性犯罪に限れば、下記の時間帯のとおり、夜間に多く発生している。

・福岡県における令和元年中時間帯別性犯罪認知件数（出典：福岡県警察）



※ 発生時間帯不明 15 件を除く

- ・ 21 時～翌 2 時台までの被害が最も多く、全体の約 4 割を占める。

なお、性暴力被害者支援センターに寄せられる相談統計（時間帯）によると、日中（9～17 時）が 4 割を占め、17～22 時、22～9 時もそれぞれ 3 割程度相談がある。

（3）だれが性暴力の加害者なのか

- H29 内閣府調査によると、顔見知りからの被害は被害全体の 7 割を占める。また、同調査によると、恋愛関係によるデートDVの被害にあう可能性は、約 6 人に 1 人だと言われており、顔見知りによる性暴力が多いと考えられる。

2 性暴力の根絶に向けた課題と目指すべき方向性

(1) 性暴力の根絶に向けた課題（なぜ、性暴力はなくなるのか。）

- これまで、社会では、男系世襲制、家父長制の下で、女は子どもを産み、家のために子孫を増やすための道具と見なされていた過去があり、女性の性的自由や性的自己決定権を尊重するという人権に基づいた考えが受け入れられてこなかった。
- こうした男性中心主義的な思想が根強い社会において、歴史の中で醸成された性に関する偏見、女性は男性に従属することが女性らしいとする一方、男性は少々暴力的な方が男性らしいとする固定的な性別役割の決めつけ（ジェンダーバイアス）が依然として存在し、二次被害（※）や性暴力の潜在化を生んでいるのが実態である。
- また、性的な問題に関して、性暴力は上記 1（2）、（3）のとおり、我々日常の身近な生活の中に潜んでいたり、二次被害が生じたりしているにもかかわらず、日本では、性と人権の教育や啓発が十分に行われてこなかった。むしろ、タブーなものや興味本位的なものとして、インターネットや子ども同士の会話などから知識（誤った知識や偏見も含まれる）を得てきた面があることも否定できない。
- 性暴力は、単なる一時的な暴力ではなく、上記 1（1）のとおり、被害者に精神的、身体的苦痛や、その後の生活に様々な影響を長期間に渡って与えることにより、性的人格権、性的自己決定権を侵害する人権侵害である。さらには、周囲の無理解や偏見に苦しみ、社会や人に対する信頼を失うといった深刻な状況に陥る。
- こうしたことから、全国で初めて「性暴力」を条例で定義した本県において、人間の性的行動の意味を知り、性に関する権利を理解し、相手を大切にすること、相手との違いを認め合う性に関する人権教育・啓発を強化することは、喫緊の課題と考える。

※二次被害：周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心ない言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けること。

(2) 目指すべき方向性

- 条例では、県民・事業者の力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくっていくことを目指している。
- 本指針は、この目指す社会の実現に向け、条例第 2 条第 2 項第 4 号で定める性暴力の定義等について、県民・事業者の理解を得られるよう、わかりやすい内容としている。

(3) 指針の活用について

本指針は、総合的な教育（条例第 11 条）、研修等（条例第 12 条）及び広報・啓発等（条例第 13 条）において活用する。

このため、まずは、これらの施策の担い手（性暴力対策アドバイザー）をはじめ、条例第 10 条に規定する率先垂範者が、本指針についての理解を深め、条例第 9 条に基づく行動規範を実践した上で、県民・事業者へ理解を求めていく。

3 性暴力となる行為について

(1) 性暴力とは何か

「性暴力とは、望まない・同意のない（※１）性的な行為（※２）や発言（※３）である。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利（※４）が否定される人権侵害（※５）である。」

※１ 同意のない

被害者が「嫌だ」と言ったときだけでなく、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ない場合を指すほか、対等な関係で自発的に決めることができる状況下にない中で承諾を得たものも含む。

※２ 性的な行為

相手が望んでないのに性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、待ち伏せやスマホを使って相手の行動を規制し孤立した状態にさせること、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為、強姦、避妊しないこと、中絶を繰り返させること、「セックスをさせるなら…」といって交換条件を出すこと、など

※３ 性的な発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと、相手を思いどおりにするために「別れる」「死んでやる」といった脅すこと、など

※４ 自分の身体に関することを自分で決める権利

この権利は、性と生殖に関する健康と権利を意味するリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念である。リプロダクティブ・ヘルスは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であることであり、リプロダクティブ・ライツは、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことであり、以下の内容が含まれる。

- ・すべての個人とカップルが、子どもを産むか産まないか、産むならいつ産むか、何人産むかを自分自身で決めることができること
- ・安全に安心して妊娠・出産ができること
- ・子どもにとって最適な養育ができること
- ・他人の権利を尊重しつつ安全で満足のいく性生活をもてること

- ・ ジェンダーに基づく暴力、児童婚、強制婚や、女性性器切除(FGM)などの有害な行為によって傷つけられないこと
- ・ 強要を受けることなくセクシュアリティを表現できること
- ・ 誰もが妊娠・出産、家族計画、性感染症、不妊、疾病の予防・診断・治療などの必要なサービスを必要な時に受けられること

(出典:公益財団法人ジョイセフホームページ)

※5 人権侵害

性の権利は、※4のとおり、人が身体的、精神的、社会的に健康に生きるための根幹を成す自己決定権の1つであることから、憲法第13条に規定される生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を根拠に個人の人格的生存に不可欠な利益として保障されるべきである。

(2) 同意について

日本の刑法では、強姦性交等罪の成立に、13歳以上の者に対する行為である場合、「暴行・脅迫」があったことを求めており、判例や学説ではそれを「抵抗を著しく困難にする程度」とされている。

一方、2014年8月に発効した欧州評議会の「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約(イスタンブール条約※1)」で、同意を得ていない性行為はレイプとみなすことが規定されたことを受けた動きとして、自発的な同意がない場合はレイプとみなすスウェーデン(※2)、相手の同意がなければレイプ(不同意性交)とみなすイギリス(※3)やドイツ(※4)など、「暴行・脅迫」の要件ではなく、自発的な同意の有無や不同意の意思表示の有無を要件とする動きも見られている。

同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つ。そのような状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえない。

【同意があるとはいえない例】

- ・ 子どもや障がいがある等で、行為の意味を理解していない人に性的行為を行う
- ・ アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある人に性的行為を行う
- ・ 上司と部下、教師と生徒、指導教官と学生、先輩と後輩、監督・コーチと選手、親と子等、対等ではない立場を利用して性的行為を行う
- ・ 配偶者やパートナー・恋人どうしであることを利用して一方的な性的行為を行う
- ・ 以前は同意していても、いま同意が確認できていない時に性的行為を行う

※1 イスタンブール条約 第36条一性暴力（強姦を含む）

1. 締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 同意に基づかず、他の者の身体に対し、いずれかの身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行なうこと。
 - b. 人に対し、同意に基づかない他の性的性質の行為を行なうこと。
 - c. 他の者をして、同意に基づかない性的性質の行為を第三者と行なわせること。
2. 同意は、自由意思の結果として、自発的に与えられなければならない。当該自由意思は、関連する状況の文脈において評価される。
3. 締約国は、上記1の規定が、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれた行為にも適用されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

※2 スウェーデン レイプ罪 2018年法改正

刑法第1条 レイプ

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性から鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合には、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。
3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。

※3 イギリス 2003年性犯罪法

第1条 レイプ

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
 - (a) Aが故意に、自己の男性器を他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
 - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
 - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2) Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

※4 ドイツ 刑法

第177条第1項

他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

(3) 性暴力となる行為

性暴力には、体への接触といった直接的な加害だけではなく、見る、撮影する、言葉によるもの等接触を伴わないものも含まれる。

【性暴力となる行為の例】

- ・ 同意のない、体への接触
- ・ 同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・ 痴漢
- ・ 盗撮
- ・ 着替えやトイレ・入浴をのぞく
- ・ 性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求する、ネットに配信する
- ・ 性的な冗談やからかい
- ・ AVへの出演強要
- ・ 人身取引による強制売春、性奴隷や強制的な結婚
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ ストーカー行為
- ・ 避妊に協力しない、中絶を繰り返させる

※以上は性暴力の一例である。

※性暴力の被害を受けた人は、その恐怖から身体が固まるという反応が出る等、外から見てもその人の本当の意思を確認するのは難しいので、性暴力に該当するかどうかは、加害者側が判断することは難しい。

※被害者自身も、被害後の状況でその行為が性暴力であったかどうかを正確に判断することは難しいので、まず専門機関や周囲へ相談することが大事である。

4 性暴力となる行為の前提となる考え方

(1)「境界線」について

「境界線（※）」とは、自分自身や自分のもの、場所に、人がどれくらい近くに寄れるか、どんな風になら触られてよいかなどの自分の感覚のこと。これは、自分と相手との間にある目に見えないフェンスのようなもので、これにより安心してまもられている感じにさせるもの。境界線は自分で決めるもので、人と違って良いもの。自分が引いた境界線を破って人が近づくことは性暴力となることがある。

※心理学用語であり、バウンダリーとも言われる。より詳細な解説は、性暴力被害者支援センター・ふくおかのホームページ (<http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/>) を参照されたい。

(2) プライベートゾーンとタッチの問題について

プライベートゾーンとは、口、胸、性器などの自分のからだの許可なく触れられたくない大切な場所（「水着で隠れるところ」「かくすところ」とも表現される）のことを言う。「良いタッチ」は、自分と相手に合意があるとき、やさしく心配りをしてタッチをして良いところをすることで、「悪いタッチ」は、許可なく相手のプライベートゾーンに触ることや、境界線を破ることを言う。悪いタッチは性暴力となることがある。さらには、相手が子どもなどの場合は、相手自身がそれを「良いタッチ」と思うか「悪いタッチ」と思うか分からないという場合もあるため、親などのタッチをする側が相手を観察し、気遣う必要がある。

5 性暴力をなくすための対応

(1) 県民・事業者が行うべきこと

性暴力被害者は、自らに落ち度はない中、突然被害にあい、「1 性暴力の現状認識について」に記載のとおり、様々な影響に苦しむ。そして、「2 性暴力の根絶に向けた課題と目指すべき方向性」に記載のとおり、社会では今もなお性暴力に関する誤った固定観念やジェンダーバイアスが存在していることから、被害者はさらなる二次被害に苦しむ。例えば、性暴力に関する誤った固定観念の中には「被害者は大声をあげて助けを求め、逃げるはずだ」というものがあるが、被害者は実際、恐怖から身体が固まるとか、相手から何をされるかわからず何もできなかった等、抵抗しようにもできない状況に置かれることが多い。それにも関わらず、「なぜ逃げないのか」と言われれば、被害者には自分が悪いように感じられてしまう。

このため、県民は、性暴力の加害者、二次加害（※）者、傍観者にならないよう配慮し、以下のような対応を行うことが求められる。

また、事業者自らも同様の対応を行うとともに、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次被害を申し出た者があるときは、適切に対応しなければならない。

※二次加害：二次被害を与える行為

① 県民が行うべきこと

- ・身近にある性暴力に気づき、傍観者にならないこと
- ・「被害者にも落ち度がある」などの性暴力に対する誤った認識をなくすこと
- ・相談できる窓口があることを知って、被害にあった人に伝えること
- ・子どもの被害については、周囲の大人が気づいて、相談機関につなげること

② 県民が（二次）加害者、傍観者にならないための心がけ

○被害者は自責の念を持つ心理傾向があることに配慮すること

- ・被害者は、自責の念を感じてしまう場合があるので、周囲者は「被害者は絶対に悪くない」という姿勢で居続けることが重要である。
- ・周囲者が性暴力に関する誤った固定観念（※）に基づいた言葉かけで二次被害を与えないよう注意する必要がある。

※性暴力に関する誤った固定観念とは、以下のような認識のことをいう。

- ・女性が挑発するから被害にあう →悪いのは加害者である
- ・被害にあうのは夜遅い時間に出歩いているときだけ →昼間・屋内での被害も多い
- ・露出度の高い服を着ているから被害にあう →服装と被害は関係ない
- ・かわいいから被害にあう →容姿と被害は関係ない
- ・性暴力は全て加害者の抑えきれない性的衝動に駆られて起こされる
→計画的な犯行が多く、また、夫婦間、恋人間における支配やコントロールに基づく性的な行為も性暴力である
- ・男性の性欲処理のために性暴力被害を受けても仕方がない
→自分（行為を受けた側）が望まない行為は性暴力であり、あってはならないことである
- ・女性には「強姦願望がある」 →ポルノ映画や雑誌等で描かれたものは演出であり、現実ではない
- ・本当に嫌なら抵抗できるはずである →身体が固まってしまう、抵抗できない
- ・被害の時に拒否や抵抗を示さなければ同意していたのと同じ
→同意は対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つ

▼以下のような言葉かけは相手を傷つけることになる

- ✓責める 「なんでふたりきりになったの」「なんで今まで話してくれなかったの」
- ✓脅す 「病院に行かないと大変！」
- ✓軽視する 「そのうち忘れられる」「時間が経てば元気になる」
- ✓疑う 「本当？」
- ✓決めつける 「トラウマ反応が出るはず」「話すことが必ず回復につながる」
- ✓否定する 「許してあげたら？」「そろそろ立ち直ってもいい頃じゃない？」
- ✓押しつける 「警察に行くべき」「家族に話すべき」「気分転換が必要」
「元気でいてください」（他の感情表現を禁じる）
- ✓比べる 「あなたの場合はひどすぎる」「あなたはましな方」
- ✓分析する 「本当はそう思っていないはず」
- ✓安易な保証 「大丈夫」「よい方向に進むはず」
- ✓リードする 「すべてまかせて」（できないことの約束 本人の力を奪う）

○被害者の話を信じること

- ・性被害を打ち明けるのはとても勇気のいることなので、周囲者は「その話を信じる」という姿勢で接することが大事である。

○被害者はひとりじゃないこと

- ・被害者はひとりで抱え込んでしまうことがあるため、寄り添う姿勢でいることで、被害者は少しでも安心感を持つことができる。

○被害者は正常であること

- ・被害を受けて何らかの症状が出るのは当然のことなので、被害者自身がおかしくなっているわけではない。

○被害者の気持ちを尊重すること

- ・周囲者が被害者の気持ちを置き去りにした行動をすることなく、被害者の意思に基づいた対応をすることも重要である。

さらに、条例第9条第2項に規定するように、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等（※1）、

性暴力の被害者を特定し得る情報（※２）を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（※３）は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることから、許されないことを認識する必要がある。

※１ これには、被害者の氏名、住所、職業、年齢はもちろんのこと、当該被害者の置かれた状況・事情によって個別的に取扱を配慮すべき情報が様々にあることに留意する必要がある。

※２ この情報には、言葉で表現されるものだけではなく、例えば、被害者の家が特定され得る形で住居の写真と文章を合わせて流布させる等、写真や動画等も含む被害者に関わるあらゆる情報が含まれる。また、加害者と被害者の関係が近い場合に加害者側の情報を流布することで被害者の情報が明らかになる場合もあることから、加害者側の情報の取扱にも注意する必要がある。

※３ この行為に該当するかどうかは行為を行った者の悪意の有無に関わらず、被害者側の被害の有無やその大きさにより判断されるものであり、情報を取り扱う側が十分注意する必要がある。

③ 事業者が行うべき就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置

○傍観者にならないこと

職場のセクシュアル・ハラスメント対策の一環として、管理職は、従業員に対して研修などを通じて傍観者にならないための取組みを促す。

○性暴力となる行為の禁止のルールづくり

就業規則などに、性暴力となる行為を定め、それを禁止するルールを盛り込む。

○性別役割分担をなくす

男女の固定的な性別役割分担を前提とした業務上の配置や職務分担を行わない。

○相談窓口の設置、周知

職場での性暴力の常態化を防止するため、専門的に助言できる相談窓口の設置（外部委託を含む）や、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」への相談の周知を図る。

○就労環境整備上の配慮

オフィスの可視性を高めたり、防犯カメラを設置したりする等、性暴力が起きにくい就労環境を整備する。

④ 性被害又は二次被害を申し出た者があるときの事業者の対応

○プライバシーの確保

被害者のプライバシーの確保に最大限の注意を払い、二次被害を起こさないように配慮する。

○休暇の取得

被害者は、被害直後から性暴力被害者支援センター・ふくおかや弁護士への相談、警察署への届出、病院への診察などに時間が割かれる。被害者が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう休暇が取得しやすい環境を整える。

- ・既存の特別な休暇の活用
- ・必要な休暇を付与する旨の事前の周知
- ・犯罪被害者等休暇制度の創設

○加害者への対応

職場内に加害者がいる場合は、被害者の意向を踏まえ、厳正な対応を行う。

(2) 行政に求められる教育・啓発上の配慮

上記(1)の県民・事業者が行うべきことを教育・啓発していく上では、特に、次の点に配慮し、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する必要がある。

○ 自助、自己防衛という面だけが強調されすぎて、被害者が自責の念に駆られないようにする。

例えば、啓発チラシの内容を自己防衛の観点のみに偏った内容としてしまうと、被害者が「どうやって注意すれば良かったのか」と悩むこととなり、「被害に遭った自分が悪かった」「恥ずかしくてだれにも相談できない」というような自責の念に駆られ、被害者に二次被害を与えるとともに、性暴力の被害を潜在化させてしまうことになりかねない。

そこで、どんな状況であれ、「悪いのは、被害者ではなく痴漢をした加害者だ」という文言を入れるとともに、行政による教育・啓発は、「性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくる」という条例の趣旨が充分伝わるものとする必要がある。

○ 性について、自分に権利があることを明らかにする。

例えば、夫婦や恋愛関係において、相手が性的関係を求めてきたときに、嫌だと思っても、『NO』と言うと、相手が「自分への愛情がなくなり嫌っている」と受け止め、関係が悪くなったり、DVなど性暴力につながる可能性もある。また、そういったことを危惧して、『NO』と言い出せない状況が、性暴力の加害者であることを自覚しない相手にしてしまうことにもなりうる。

そこで、『NO』とは、「あなたが嫌いという意味ではなく、今はしたくない」という意味なので、『NO』と言う気持ちを尊重すること。つまり、性的関係において、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利があり、その権利を互いに尊重していく考え方を広めていく必要がある。